一般社団法人日本結核病学会　会費規定

会費規程

１．定款第６条にもとづき、入会金および年会費を以下のように定める。

⑴ 入会金：入会金は０円とする。

⑵ 正会員、および団体会員の年会費は１０，０００円とする。

⑶ 名誉会員、功労会員、特別名誉会員からは年会費を徴収しない。

⑷ 学生会員の年会費は２，０００円とする。

⑸ 賛助会員の年会費は別に定める賛助会費内規による。

⑹ エキスパート会員の年会費は２，０００円とする

２．この規程の変更は定款第１９条にもとづき、代議員会において代議員の過半数が出席し、出席した当該代議員の過半数の議決をもって行う。

附則

この規程は平成２３年６月２日より施行する。

附則

この規程は平成２５年３月２７日より施行する。